

## 岐阜県 I o T コンソーシアム設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、岐阜県 I o T コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、産学官連携のもと、県内企業が主体的に I o T、ビッグデータ、A I、ロボットに関する技術を導入・活用できるよう促進し、ひいては生産性向上や技術開発、新商品・新サービス創出を加速させることを目的に設立する。

### (存続期間)

第3条 コンソーシアムの存続期間は、設立日から5年を経過した日の属する会計年度の決算に関する総会終了時までを目途とする。

### (事業)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 講演会・セミナー、研修会等の開催
- 二 先進事例調査
- 三 ワーキンググループ活動の支援
- 四 ワーキンググループが行う研究事業・実証事業の助成
- 五 会員間の連携やマッチングの支援
- 六 コンソーシアムの活動成果等の展開
- 七 交流会
- 八 その他目的達成に必要な事業

### (会員)

第5条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する次の各号の会員により構成する。

- 一 一般会員  
法人、個人等で、第19条に定める年会費を支払った者
- 二 団体会員  
コンソーシアムの活動を推進する業界団体・組合等
- 三 学術会員  
コンソーシアムの活動を推進する試験研究機関、教育機関
- 四 行政会員  
コンソーシアムの活動を推進する行政機関

### (入会)

第6条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長あてに提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が第2条に定める目的に賛同する場合は、入会を承諾するものとする。

### (退会)

第7条 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

ただし、退会の理由が会社等の清算によるなどやむをえない場合は退会届を提出する必要はない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議、議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- 三 その他コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合

(役員)

第9条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 1名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

- 2 理事長は公益財団法人ソフトピアジャパン理事長をもって充てる。
- 3 副理事長は一般社団法人岐阜県工業会会長をもって充てる。
- 4 理事は、第5条に定める会員の中から総会の議決を経て選任する。
- 5 監事のうち1名は岐阜県西濃県事務所出納課長を充て、他1名は県職員以外で会員の中から理事長が選任する。

(役員任期)

第10条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職を行う。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 理事長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 三 理事は、理事長が必要と認めた事項を審議し、コンソーシアムの運営にあたる。
- 四 監事は、コンソーシアムの会計及び事業の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

(顧問)

第12条 コンソーシアムに、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は特に定めない。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(会議)

第13条 コンソーシアムの会議は、総会、理事会とし、理事長がこれを招集する。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算に関すること

- 二 事業報告及び決算に関すること
  - 三 設置要綱の改正に関すること
  - 四 その他コンソーシアム運営に係る重要事項
- 2 総会は、年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
  - 3 総会の議長は理事長が務める。
  - 4 総会は、会員の総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 5 前項の規定に関わらず、コンソーシアムの解散に係る議事は、出席者の3分の2以上の賛成によって決する。
  - 6 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
  - 7 緊急の必要がある場合は、理事長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

#### (理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 総会へ付議すべき事項
  - 二 第4条に掲げる事業の運営に関する事項
  - 三 その他必要事項
- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。
  - 3 理事会の議長は理事長が務める。
  - 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 5 やむを得ず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
  - 6 緊急の必要がある場合は、理事長は書面による賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

#### (ワーキンググループ)

第16条 コンソーシアムの一般会員2者以上で構成される共通の課題解決のための勉強会、研究事業、実証事業の遂行を目的とするグループであり、次の要件を満たすもののうち、理事長が設置を認めたもの。

- 一 当該ワーキンググループの構成員は、本コンソーシアムの会員であること
  - 二 当該ワーキンググループの活動目的が、本コンソーシアムの活動目的に沿うものであること
- 2 ワーキンググループを設立しようとする者は、ワーキンググループの構成員のうち、県内に本社、本店等を有する会員の中から、幹事企業を定めるものとする。
  - 3 ワーキンググループを設立しようとする者は、別に定める設立届を理事長あてに提出するものとする。
  - 4 ワーキンググループの構成員に変更がある場合は、別に定めるワーキンググループ構成員変更届を理事長あてに提出するものとする。

#### (専決処分)

第17条 理事長は、総会及び理事会を招集するいとまがないと認めるとき、又はこれらの権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次回の総会及び理事会にお

いて報告しなければならない。

(経費)

第 18 条 コンソーシアムの運営及び事業（第 4 条第 4 号に定める事業を除く。）に必要な経費は、第一に年会費をもって充て、不足分を公益財団法人ソフトピアジャパンの拠出金、次いでその他の収入をもって充てるものとする。

2 コンソーシアムの運営及び事業（第 4 条第 4 号に定める事業）に必要な経費は、公益財団法人ソフトピアジャパンの拠出金をもって充てるものとする。

(年会費等)

第 19 条 会員は、その区分に応じ次に定める年会費を納入しなければならない。

一 一般会員 10,000円

二 団体会員 無料

三 学会員 無料

四 行政会員 無料

2 前項の規定に関わらず、コンソーシアムの運営に特に重要と認められる会員については、その者の申請により、理事会の議決を経て年会費の免除をすることができる。

3 第 7 条に定める退会をしたときは、既に納入された年会費は返還しないものとする。

4 コンソーシアムが行う第 4 条に定める事業のうち、研修会、先進事例調査などは、その都度参加費、受講料等を徴収することができる。

(余剰金の返還)

第 20 条 コンソーシアムは、各年度の決算見込に基づき余剰金が生じた場合は、その全額を公益財団法人ソフトピアジャパン及びその他の拠出者に返還しなければならない。

2 前項の余剰金については、理事会により拠出者ごとの返還金額を決定する。ただし、公益財団法人ソフトピアジャパンの拠出金のうち、コンソーシアムの運営費及び事業費（第 4 条第 4 号に定める事業を除く。）に相当する部分を優先することとし、その上で余剰金が生じた場合は、拠出割合等合理的な基準により、その他の拠出者の返還額を決定する。

(会計)

第 21 条 コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 コンソーシアムの会計は、岐阜県の規程を準用するものとする。

(事務局)

第 22 条 コンソーシアムの事務局は、公益財団法人ソフトピアジャパンに置く。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアム運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

2 コンソーシアムの当初の会計年度は、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

## 岐阜県 I o T コンソーシアム入会申込書

貴会に 一般会員 ・ 団体会員 ・ 学会会員 ・ 行政会員 として入会したいので、申し込みます。

1 事業者名または団体名等 (個人の場合は氏名<sup>しめい</sup>)

2 業種 (産業中分類区分) ※法人の場合

3 事業内容

4 事業所所在地  
〒

5 代表者 職・氏名<sup>しめい</sup>

印

6 事業者名の公開について  
会員の事業者名を原則公開しております。下記のチェック欄に記入してください。

公開  その他 ( )

7 連絡担当者

担当者	フリガナ	
	氏名	
	役職	
TEL/FAX	/	
E-mail		

(第7条関係)

## 岐阜県 I o T コンソーシアム退会届

届出日： 年 月 日

岐阜県 I o T コンソーシアム理事長 様

会員の名称  
代 表 者

印

下記の理由により、岐阜県 I o T コンソーシアムを退会したいので、岐阜県 I o T コンソーシアム設置要綱第7条の規定に基づき提出します。

会員種別 (○で囲む)	一般会員    団体会員    学会会員    行政会員
担当者連絡先	住所 〒
	(役職・氏名)
	(TEL)
	(FAX)
(E-MAIL)	
退会理由	
退会希望日：	年 月 日

## 岐阜県 I o T コンソーシアムワーキンググループ設立届

届出日： 年 月 日

岐阜県 I o T コンソーシアム理事長 様

申請者  
WG名  
住所 (郵便番号・住所)  
幹事企業名 (企業名・役職・氏名) 印

### 岐阜県 I o T コンソーシアムワーキンググループ設立届

下記のとおりワーキンググループ（以下「WG」という。）を設立しますので、岐阜県 I o T コンソーシアム設置要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき提出します。

### 記

#### 1. WGの概要

WG名				
活動目的				
今後の活動 (予定)				
幹事企業	会員種別	企業・団体名等	代表者職	代表者氏名
WG会員 代表者の役職・氏名を記載ください	会員種別	企業・団体名等	代表者職	代表者氏名

#### 2. 承認日

年 月 日

(第16条関係)

## 岐阜県IoTコンソーシアムワーキンググループ構成員変更届

届出日： 年 月 日

岐阜県IoTコンソーシアム理事長 様

申請者  
WG名  
住所 (郵便番号・住所)  
幹事企業名 (企業名・役職・氏名) 印

### 岐阜県IoTコンソーシアムワーキンググループ構成員変更届

下記のとおりワーキンググループ(以下「WG」という。)の構成員を変更しますので、岐阜県IoTコンソーシアム設置要綱(以下「要綱」という。)第16条の規定に基づき提出します。

#### 記

#### 1. 変更内容

WGに加入する構成員

会員種別	企業・団体名等	代表者職	代表者氏名

WGから脱退する構成員

会員種別	企業・団体名等	代表者職	代表者氏名

#### 2. 承認日

年 月 日